

# まもろうネットニュース第10号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：平成31年4月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市消費生活センター（85-3491）

第10号となる今号では、この春注意の特殊詐欺の事例を3つご紹介します！

## ①新元号「令和」への改元に乗じた詐欺にご注意！

4月1日に、「平成」に代わる新元号「令和」が発表されたことはみなさんの記憶に新しいことと思います。4月30日に天皇陛下が退位し、5月1日から令和となります。

しかしながら、この改元に便乗した詐欺がすでに発生しています。実在する「全国銀行協会」の名前をかたった文書を送りつけ、「改元による銀行法改正に伴い、キャッシュカードの変更が必要になった」と虚偽の説明をし、同封している返信用封筒にキャッシュカードと暗証番号を入れて返送させるという手口です。もし返送してしまうと、預金を勝手に引き出されてしまいます。

また、国公認のグッズであるかのように天皇陛下の写真集や掛け軸を売りつけてくる詐欺も発生しています。



## ②個人情報を読み出す「アポ電」が横行しています！

個人に電話をかけ、家族構成やお金の有無、一人での時間などを聞き出した上で振り込め詐欺や強盗をしかける「アポ電（アポイントメント=面会の約束）」に関する相談が、この春登別市消費生活センターにも3件寄せられています。

「新聞社やマスメディアの調査員を装い「簡単な質問に教えてください」と言って詳細な個人情報を聞き出そうとしてきます。

“高齢者しかいない家・お金を持っている家・〇〇町に住んでいる”等、聞き出した情報を元に改めて金銭を要求する詐欺電話をかけたり、最悪の場合は強盗に入るケースも考えられます。



## ③架空請求、ハガキに替わり封書を使った新手口！

平成29年から急増した架空請求のハガキですが、ここ最近はハガキに加えて「封書」で送られてくるケースが増えています。「書面での通達となりますのでプライバシー保護のため、ご本人様からご連絡ください」等と、封書で書面により通知していることを強調してきますが、ハガキと同じく、絶対に連絡をせずに無視するようにしましょう。



## ○消費生活センターに寄せられた相談事例

**Q**：「何でも買い取る」と言われ…売却したネックレスを返してほしい！

1週間前に何でも買い取ると電話があり、食器の買い取りを依頼した。昨日自宅に来た事業者に「これは買値がつかない。アクセサリーはないか」と言われたので、何点か見せた。ネックレス2本を8千円で買い取ると言われ売却してしまったが、後でよく考えると高かったものなので返してほしいと思い、事業者に電話をしたがつかない。どうしたらよいか。(80代 女性)



【消費者庁イラスト集より】

**A**：事業者が消費者の自宅等を訪問し、物品を買い取る訪問購入は、特定商取引法（特商法）によって規制されており、事業者には法律で定められた項目が記載された書面を交付する義務があります。売り主である消費者は、書面の交付日から8日間はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間内は、消費者は物品をすぐに引き渡さず手元に置いておくことができ、事業者はその旨を書面に記載する必要があります。

ただし、消費者から事業者に自宅に来て買い取ってほしいと要請した場合、その物品は、クーリング・オフはできません。

また、実際の勧誘に先立ち、事業者名、勧誘の目的、買い取る物品の種類を明らかにする必要があります。そのため、「何でも買い取る」とだけ告げて勧誘することや、事前に依頼していない物品について、その場で勧誘することは禁止されています。

相談者には、ネックレスは事前に買い取りを依頼しておらず、期間内のためクーリング・オフができることを伝え、書面の書き方を説明し、コピーを取った上で簡易書留郵便等で事業者へ送付するよう助言しました。当センターからも事業者へ連絡して問題点を指摘し、クーリング・オフすることを伝えました。後日相談者より、事業者からネックレスが返品されたので、8千円を返金したとの連絡がありました。

(道立消費生活センター発行「きらめっく」NO. 114から)

### ☆見守り、変化を察知しよう☆

障がいをお持ちの方や判断力が不十分な方は、突然の勧誘に対しその場で的確な判断が難しいこともあるため、悪質な訪問販売等の被害に遭いやすい傾向にありますので、周囲の方々の声かけをお願いいたします！

少しでも、だまされているんじゃないか？と不安な点があれば、  
登別市消費生活センター(85-3491)に相談を☆

## ◆地域包括支援センターとの連携講座を開催しました！

登別市消費生活センターでは、4月11日（木）に登別市地域包括支援センターゆのかが主催の介護予防事業である「シニアぴんぴん倶楽部」を対象として、消費者被害防止出前講座を実施しました。クイズやロールプレイを交えつつ、最近の事例として「改元に乗じた詐欺」や「アポ電」、「光回線の契約」について手口や事例を周知し、注意喚起を行いました。

受講後すぐに、「光回線の契約の話を聞いて、自分も当てはまっているのではないかと心配に思った」と直接消費生活センターまで相談に来てくださった方もいらっしゃいました。そして実際に、「今より安くなる」と電話勧誘を受け契約したものの、インターネットを使わない環境の方には必要のない光回線の契約をしている状態でしたので、早期の契約解除につながりました。

また、童謡『うさぎとかめ』の替え歌であるお断りソングが、受講者の方々からとても好評でした。今回は歌詞の一番をご紹介します！



♪もしもし奥さん こんにちは 健康食品 送ります  
頼んだ覚えはありません きっぱり はっきり 断ろう  
(うさぎとかめのメロディで歌ってみてください！)

▼出前講座の他にも、地域包括支援センターの見守り活動中に気づきがあった際はすぐに連絡をもらい、消費生活センターの方から直接訪問する等、連携を密にしています！

## ◇消費生活センターについて◇

消費生活センターは登別市役所 1階 2番窓口の市民サービスグループ内にあります。相談は平日の午前9時から午後5時30分まで受け付けており、電話や来庁での相談対応を行っています。

消費生活に関するトラブルは、年々巧妙化し、被害額も大きくより深刻化しています。どこに相談してよいか分からないとき、契約や取引に関するトラブル、製品事故、多重債務などを窓口で受け付けております。

また、相談者のプライバシーの保護や相談しやすい環境に努めるとともに、高齢者や障がいをお持ちの方には、訪問対応も行ってまいりますので、お気軽にご相談ください。



(消費者庁イラスト集より)

▶登別市消費生活センター：☎85-3491

## 見守り 新鮮情報

# 還付金詐欺に注意 ATMで還付金は もらえません

役所から「**百万円以上**残高のある通帳を持って手続きをすれば、口座に**還付金**2万8千円が振り込まれる」という電話があったので、**通帳**を持って**スーパーのATM**に行った。指示された番号に電話し、担当者から言われた**暗証番号982337**を入力し操作をした。還付金が振り込まれたと思い、**残高を確認**したところ、**98万2337円**が**他人の口座**に振り込まれていることが分かった。(60歳代 女性)



## ひとこと助言



- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 役所などの公的機関や金融機関などの職員がATMの操作をするように連絡することは絶対にありません。
- 銀行店舗のATMではなく、操作の様子が周囲の目に付きにくいスーパーや駅などのATMへ誘導するケースが見られます。
- ATMの操作の際に、振込金額を「暗証番号」「受付番号」と言ったり、振り込みボタンを自分の口座への振り込みだと誤信させたりして、自分の口座へ振込手続きをしているように言葉巧みに錯覚させるのが手口です。
- お金が返ってくるなどという電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。